

北 本 市 教 育 委 員 会  
令 和 5 年 2 月 定 例 会 会 議 録

|                  |   |          |   |           |
|------------------|---|----------|---|-----------|
| 1 日 時            | 令和5年2月16日(木) 午後2時00分から3時27分まで   |          |   |           |
| 2 場 所            | 北本市役所 会議室3-F  |          |   |           |
| 3 教育長の氏名         | 神子修一  |          |   |           |
| 4 出席した委員の氏名      | 一   | 教 員 黒川範子 | 二 | 委 員 久保田篤正 |
|                  | 四   | 委 員 関根桂子 |   | 三 委 員 若山晋 |
| 5 欠席した委員の氏名      |   |          |   |           |
| 6 説明のため出席した職員    | 草野教育部長、和泉学校教育課長、櫻井生涯学習課長、中根文化財保護課長  |          |   |           |
| 議案及び報告件名         | 議 事 の 大 要   |          |   |           |
| 1 開会の宣言          | 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会2月定例会を開会する。  |          |   |           |
| 2 会議録の承認について     | 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会1月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。   |          |   |           |
|                  | — 各委員、特に意見なし —  |          |   |           |
|                  | 神子教育長： 令和5年北本市教育委員会1月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。   |          |   |           |
|                  | — 各委員、了承 —  |          |   |           |
| 3 会議録署名委員の指名について | 神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の関根委員に願います。   |          |   |           |
| 4 議事の取扱いの発議      | 神子教育長： 本日の案件は、報告事項が1件、議案が10件の計11件である。   |          |   |           |
|                  | <p>なお、本日の教委議案第11号については議会に関する案件、教委議案第12号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> |          |   |           |
|                  | 神子教育長： 本日の教委議案第11号及び教委議案第12号については、「非公開」審議とする。   |          |   |           |

|   |   |
|---|---|
| <p>5 報告事項(公開案件)</p> <p>(1) 教委報告第10号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」</p> | <p>神子教育長： 教委報告第10号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第10号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 上映会については、毎年、定期的に実施しているものだと思う。<br/>定員を700人にしているが、募集人数は集まるのか。<br/>前回の実績はわかるか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一時期実施を休止していたようである。<br/>前回の参加者は466名であった。</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第10号については、了承とする。</p> |
| <p>6 議案審議(公開案件)</p> <p>(2) 教委議案第3号「第3期北本市教育振興基本計画について」</p>      | <p>神子教育長： 議案審議の公開案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第3号「第3期教育振興基本計画について」について、教育部長より説明をお願いします。</p> <p>草野教育部長： (教委議案第3号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第3号について、質疑はあるか。</p> <p>黒川委員： 教員と教職員という表現が出てくるが、どのように使い分けているか。<br/>また、児童生徒と子供という表現があるが、どのように使い分けがされているか。</p> <p>草野教育部長： 教員と教職員については、教員は教職員の中にも含まれるもので、教職員には授業を行う教員以外の職員も含まれている。<br/>また、児童生徒と子供については、児童生徒は子供の中にも含まれるもので、子供には小中学校に通う児童生徒以外の子供も含まれている。</p>                    |

黒川委員： 「育む」という文言が、「はぐくむ」とひらがなに変わっている。

変更された理由としては、統一されたという理解でいいか。  
子供の「供」については、固有名詞や法律上の文言で決まっている場合は「ども」としているが、原則として子供としているということでいいか。

草野教育部長： 「育む」という字を「はぐくむ」とひらがなに変更した件につきましては、統一を図らせていただいた。

「子供」という字についても、過去に「子供」の字について、文部科学省からの通知がなされているとおり、固有名詞や法令等で定められている部分を除き、原則としては漢字で統一させていただいた。

黒川委員： P38の現状と課題の中の、「児童の発達の段階に応じて」とあるが、「児童生徒の発達の段階に応じて」ではないか。  
また、発達の段階と発達段階の使い分けはどのように行っているか。

草野教育部長： P38の「児童の発達の段階に応じて」とある部分については、「児童生徒の発達の段階に応じて」と変更させていただきたい。

また、発達の段階と発達段階についても表現を統一させていただき、発達の段階とさせていただきたい。

神子教育長： 教委議案第3号について、他に質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第3号については、可決とする。

(3) 教委議案第4号「北本市教育委員会職員の身分及び職名に関する規則及び北本市教育委員会事務局組織規則の一部を改正す

神子教育長： 教委議案第4号「北本市教育委員会職員の身分及び職名に関する規則及び北本市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」について、教育部長より説明をお願いします。

草野教育部長： (教委議案第4号の説明)

神子教育長： 教委議案第4号について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

|   |  |
|---|--|
| <p>る規則について」</p>   | <p>神子教育長： 教委議案第4号については、可決とする。</p>  |
| <p>(4) 教委議案第5号「北本市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」</p>            | <p>神子教育長： 教委議案第5号「北本市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第5号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 育休を取得するにあたって、2週間前の申請となったとのことだが、人事的な補填はスムーズに行えるか。</p> <p>和泉学校教育課長： 実際に2週間前の申請がなされると、様々な手続きの部分で難しい部分がある。<br/>出生日は予めわかるため、育休を取得する予定があれば本人から伝えていただけることが多い。</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第5号については、可決とする。</p> |
| <p>(5) 教委議案第6号「北本市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について」</p> | <p>神子教育長： 教委議案第6号「北本市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第6号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第6号について、質疑はあるか。</p> <p>若山委員： 時給2,800円の根拠は何か。</p> <p>和泉学校教育課長： 教員免許を所持しており、非常勤講師をする場合の時給単価となっていることから、参考とした。</p> <p>神子教育長： 教委議案第6号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第6号については、可決とする。</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>(6) 教委議案第7号「北本市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」</p> | <p>神子教育長： 教委議案第7号「北本市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第7号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第7号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 本改正による支弁区分の廃止は、国の基準に則って行われるのか。<br/>北本市の予算上の都合とは、関係がないという認識でよいのか。</p> <p>和泉学校教育課長： 全庁的に同様の基準額がある場合は、ある程度、同様の水準で実施すべきとの考えが市としてある。<br/>また、近隣市町を見ると国基準に則しているところが多いため、合わせたものである。</p> <p>黒川委員： 支弁区分が無くなることによって支給額が減少すると思うが、該当する保護者にはどのように説明して理解をしてもらうのか。</p> <p>和泉学校教育課長： 通知によって周知を行う。<br/>今まで国基準を上回って支給していたところであるが、国基準に合わせるため、支給額の減少は止むを得ない部分がある。</p> <p>神子教育長： 教委議案第7号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第7号については、可決とする。</p> |
| <p>(7) 教委議案第8号「北本市就学援助実施要綱の一部改正について」</p>        | <p>神子教育長： 教委議案第8号「北本市就学援助実施要綱の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>和泉学校教育課長： (教委議案第8号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 今回、支給費を3,000円引き上げることとなった理由は何か。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>(8) 教委議案第9号「北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の制定について」</p> | <p>和泉学校教育課長： 国からの通知のとおりとしている。</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第8号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： 教委議案第9号「北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の制定について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第9号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第9号について、質疑はあるか。</p> <p>黒川委員： 市民活動交流センター全体を管理する指定管理者がいて、また別に各個別施設を管理する指定管理者がいると思うが、そのように、それぞれ別の指定管理者が選定されるという理解でいいか。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育センターについては、引き続き教育委員会が事業を実施するが、清掃や備品管理等を指定管理者が行うと思うが、個別の指定管理者と全体の指定管理者が同じとなることもあるのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 市民活動交流センターの指定管理者は建物全体を管理することになる。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育センター等個別施設の指定管理者についても市民活動交流センターの指定管理者と同じとしたいと基本的には考えている。</p> <p style="padding-left: 2em;">管理する内容については、照明や空調などの建物に付随する設備等の保守管理を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">教育センターの備品に関しては学校教育課の方で管理する予定。</p> <p>神子教育長： マンションの管理と同様に、共用部分を管理する指定管理者がいて、それぞれの専用部分を管理する指定管理者がいる形と考えるとわかりやすい。</p> <p>神子教育長： 教委議案第9号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> |
|---|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>神子教育長： 教委議案第9号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： 教委議案第10号「第2期北本市スポーツ推進計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第10号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第10号について、質疑はあるか。</p> <p>黒川委員： アンケートの自由意見欄にある「市民が優遇して使用できる」という文言は、「市が市民を優遇して」といった記述や「市民が優先して使用できる」といった記述の方がいいのではないか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 市民の方が書いている原文そのままの可能性があるので、確認する。<br/>原文であればそのまま記載することが望ましいと考える。</p> <p>神子教育長： 教委議案第10号について、他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第10号については、可決とする。</p> |
| <p>7 議案審議(非公開案件)</p> <p>(10) 教委議案第11号「令和5年度予算案に関する意見の聴取について」</p> | <p>神子教育長： 議案審議の非公開案件に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第11号「令和5年度予算案に関する意見の聴取について」について、教育部長より説明をお願いします。</p> <p>草野教育部長： (教委議案第11号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第11号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 通学路事故発生リスクAI予測サービス導入事業に関してはどのような事業か。</p> <p>和泉学校教育課長： 今までは、教職員やPTAの方々が目視で通学路を点検していたが、このシステムでは、損害保険会社のデータを活用し、市内の交通事故発生原因や時間等について把握することが出来るようになる。<br/>児童生徒が通学する季節、時間帯で、どこの道路、場所で事故が多いのかが把握し、各学校にも情報提供することで、より児童生徒の通学の安全性を高めることが出来るものと考え</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>ている。</p> <p>久保田委員： どのような経緯でこの事業の取組みをしようと思ったのか。保険会社からの提案があって、この事業の導入を決めたのか。</p> <p>和泉学校教育課長： 包括連携協定を市が結んでおり、行政経営課が話を進めていた。<br/> その中で、当課に話が来た時に、通学路の安全性向上に使えるのではないかということになった。</p> <p>久保田委員： どのような効果が出るか、導入した際に教えていただけるとありがたい。</p> <p>和泉学校教育課長： 了解した。</p> <p>神子教育長： 教委議案第11号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第11号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： 教委議案第12号「教職員（管理職）の人事内申について」について、学校教育課より説明をお願いします。<br/> 議案に関係のない職員の退席を求める。</p> <p>— 関係のない職員、退席 —</p> <p>和泉学校教育課長： （教委議案第12号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委議案第12号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第12号については、可決とする。</p> <p>— 職員、入室 —</p> <p>8 その他</p> <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>学校教育課： （令和4年度北本市立小・中学校卒業証書授与式告辞について）</p> |
|--|---|



|         |  |
|---------|--|
| 9 閉会の宣言 | 神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会2月定例会を閉会する。  |
|         | <p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和5年3月22日</p> <p>教育長 <u>神子修一</u></p> <p>署名委員 <u>関根桂子</u></p> <p>書記 <u>落合元</u></p> |